

大気質の状況

大気汚染物質（測定局による常時監視）の状況

（１）概要

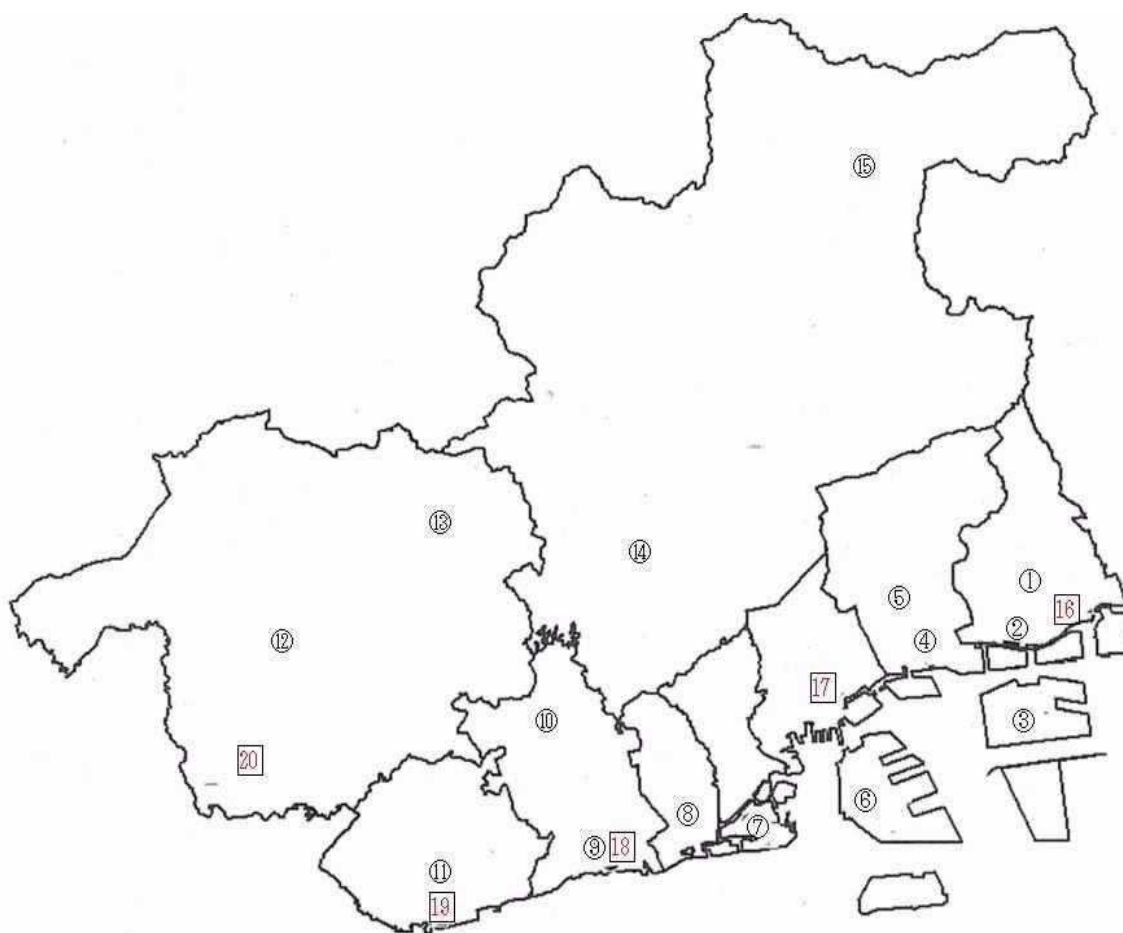
大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法第 22 条に基づき、住宅地等に設置した一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）15 局及び主要な道路に近接して設置した自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という）5 局において、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の項目について自動測定器により連続測定している。

（２）測定局及び主な測定項目

測定局及び主な測定項目を表－１、測定局の位置を図－１に示す。

表－１ 測定局及び主な測定項目

測定局			所在地	主な測定項目						
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素
一般局	東灘	東灘区住吉東町	東灘区総合庁舎内		○		○	○	○	
	住吉南	東灘区住吉南町	御旅公園内		○					
	六甲アイランド	東灘区向洋町中	向洋町中6丁目公園内	○	○		○	○		
	灘浜	灘区新在家南町	灘児童館内	○	○		○	○		○
	灘	灘区神ノ木通	灘消防署内		○		○	○	○	
	港島	中央区港島中町	南公園内		○		○	○	○	
	兵庫南部	兵庫区御崎町	御崎公園内	○	○		○	○	○	○
	長田	長田区北町	長田区総合庁舎内		○		○	○	○	
	須磨	須磨区行幸町	西須磨小学校内		○		○	○	○	○
	白川台	須磨区白川台	城が丘中央公園内					○	○	
	垂水	垂水区大町	高丸小学校内	○	○		○	○	○	
	西神	西区美賀多台	繁田大池ダム緑地内		○		○	○	○	○
	押部谷	西区桜が丘東町	木津小学校内						○	
	南五葉	北区南五葉	南五葉小学校内		○		○	○	○	○
	北神八多	北区八多町中	東川原公園内		○	○	○	○	○	
自排局	魚崎	東灘区魚崎南町			○		○	○		○
	中部	中央区小野柄通	中央消防署内		○	○	○			
	西部	須磨区中島町	須磨消防署内		○		○	○		
	垂水	垂水区平磯	建設局西水環境センター内		○	○	○	○		
	西	西区曙町	国立障害者リハビリテーションセンター神戸視力障害センター内		○		○	○		



○	一般局 (15 局)	□	自排局 (5 局)
1	東灘一般局	16	魚崎自排局
2	住吉南一般局	17	中部自排局
3	六甲アイランド一般局	18	西部自排局
4	灘浜一般局	19	垂水自排局
5	灘一般局	20	西自排局
6	港島一般局		
7	兵庫南部一般局		
8	長田一般局		
9	須磨一般局		
10	白川台一般局		
11	垂水一般局		
12	西神一般局		
13	押部谷一般局		
14	南五葉一般局		
15	北神八多一般局		

図-1 測定局の位置

(3) 測定結果

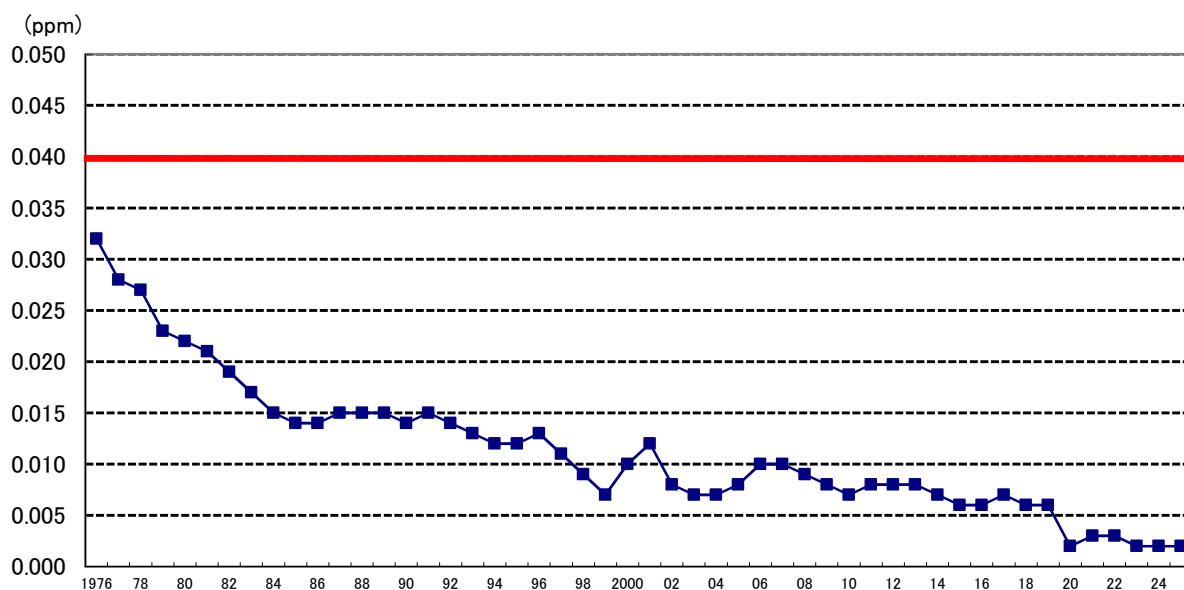
ア 二酸化硫黄

- ・ 一般局 4 局において測定し、短期的評価・長期的評価※とともに環境基準を達成した（2024 年度も全局で達成）。
- ・ 一般局の年平均値は0.001ppm（全 4 局の平均）で、近年低い濃度で推移している。

表－2 二酸化硫黄の年間測定結果（2025 年度）

測 定 局		短期的評価			長期的評価			年平均値 (ppm)
		日平均値 の最高値	1 時間値 の最高値	環境基準 達成状況	年間の 1 日平均 値のうち、高い 方から 2% の範 囲にあるものを 除外した後の最 高値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 えた日が 2 日 以上連続した ことの有無	環境基準 達成状況	
		(ppm)	(ppm)		(ppm)			
一 般 局	六甲アイランド	0.004	0.011	達成	0.002	無	達成	0.001
	灘 浜	0.004	0.011		0.003	無		0.001
	兵庫南部	0.002	0.006		0.002	無		0.000
	垂 水	0.003	0.009		0.002	無		0.001
	平 均 値	0.003	0.009	—	0.002	—	—	0.001
《環境基準》 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 《環境基準の評価》 短期的評価：環境基準に同じ。 長期的評価 ^{注)} ：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続し ないこと。								

※ 長期的評価とは、地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するため、特殊な条件の時間、日を除外して年間を通じた評価を行うもの。



図－2 二酸化硫黄の 2%除外値（平均値）の経年変化

(年度)

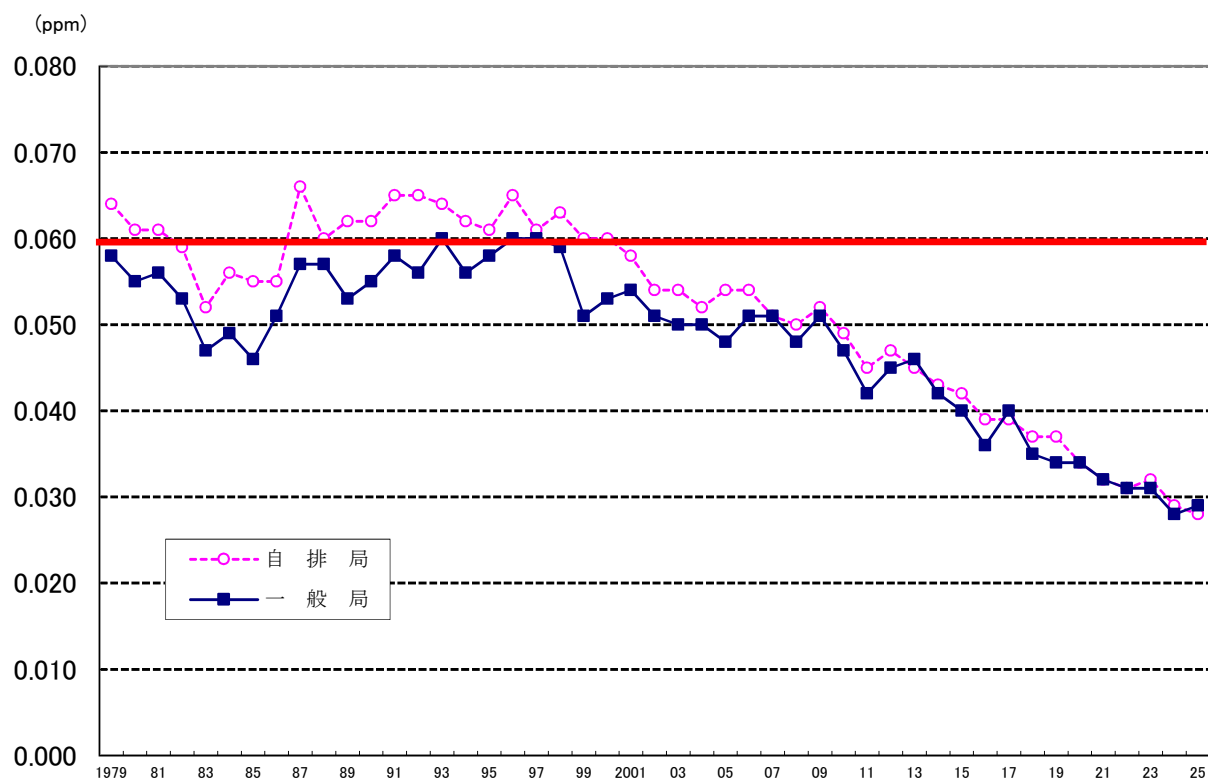
イ 二酸化窒素

- ・ 一般局13局、自排局 5 局において測定し、長期的評価により測定時間が6000時間以上の全17局で環境基準を達成した（2024年度も全局で達成）。
- ・ 一般局の年平均値は0.009ppm（全13局の平均）、自排局の年平均値は0.012ppm（測定時間が6000時間以上の4局の平均）であり、いずれも減少傾向で推移している。

表－3 二酸化窒素の年間測定結果（2025年度）

測定局		年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの	環境基準達成状況	年平均値
		(ppm)		(ppm)
一般局	東 灘	0.020	達成	0.007
	住 吉 南	0.029		0.012
	六甲アイランド	0.028		0.012
	灘 浜	0.032		0.013
	灘	0.022		0.008
	港 島	0.029		0.012
	兵 庫 南 部	0.028		0.012
	長 田	0.021		0.008
	須 磨	0.028		0.011
	垂 水	0.025		0.010
	西 神	0.015		0.004
	南 五 葉	0.014		0.004
	北 神 八 多	0.016		0.008
	平 均 値	0.024	—	0.009
自排局	魚 崎	0.032	達成	0.013
	中 部 注)	(0.030)	—	(0.014)
	西 部	0.025	達成	0.011
	垂 水	0.028		0.013
	西	0.024		0.010
	平 均 値	0.027	—	0.012
《環境基準》 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 《環境基準の評価：長期的評価》 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下であること。				

注) () 内の数値は参考値であることを示す（測定時間が6,000時間未満であるため）
自排局の平均値は、参考値を除外して算出している。



図－ 3 二酸化窒素の年間98%値(上位 3 局平均値)の経年変化 (年度)

ウ 一酸化炭素

- ・ 一般局 1 局、自排局 2 局において測定し、短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成した（2024年度も全局で達成）。
- ・ 全測定局の年平均値は 0.2ppm（全 3 局の平均）であり、近年は低い濃度レベルで推移している。

表－4 一酸化炭素の年間測定結果（2025年度）

測 定 局		短期的評価			環境基準 達成状況	長期的評価			年平均値
		日平均値 の最高値	8時間値が 20ppm を超えた回数と その割合			年間の1日平均 値のうち、高い 方から2%の範 囲にあるものを 除外した後の最 高値	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ の 有 無	環 境 基 準 達 成 状 況	
		(ppm)	(回)	(%)		(ppm)			(ppm)
一般局	北神八多	0.5	0	0	達成	0.4	無	達成	0.2
自排局	中 部	0.6	0	0		0.5	無		0.3
	垂 水	0.5	0	0		0.4	無		0.2
平 均 値		0.5	0	0	—	0.4	—	—	0.2

《環境基準》

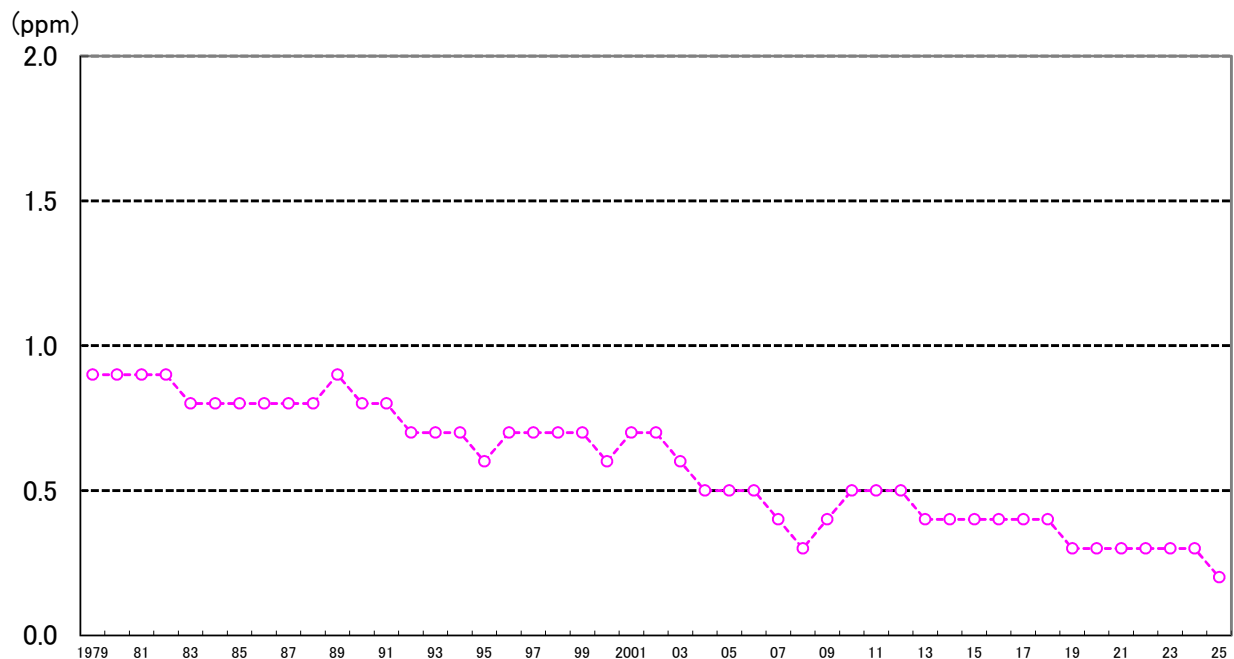
1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値*が20ppm以下であること。

※「8時間平均値」とは、1日を3つの時間帯（0時～8時、8時～16時、16時～24時）に区分した場合のそれぞれの時間帯（8時間）における1時間値の平均値。

《環境基準の評価》

短期的評価：環境基準に同じ。

長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。



図－4 一酸化炭素の年平均値の経年変化

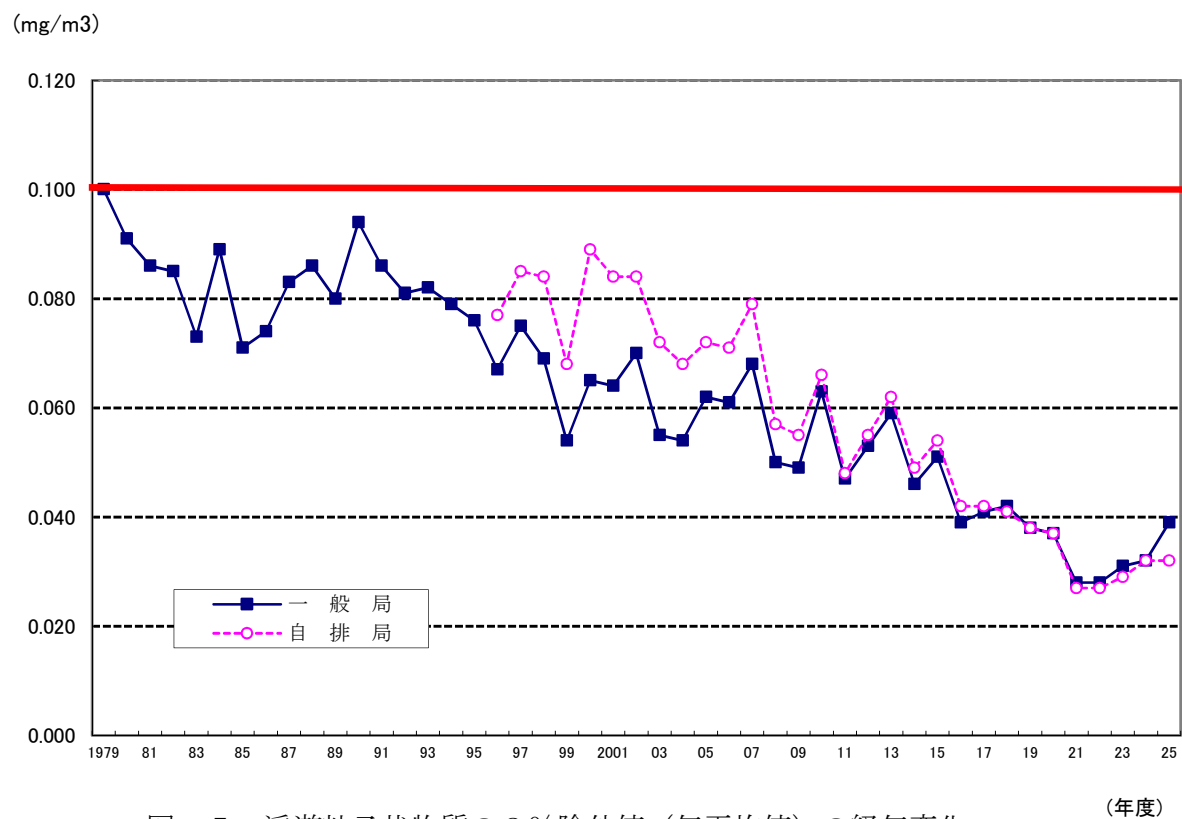
(年度)

エ 浮遊粒子状物質

- ・ 一般局 12 局、自排局 5 局において測定し、短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成した（2024 年度は短期的評価では 14 局で、長期的評価では全局で環境基準を達成）。
- ・ 一般局、自排局とも年平均値は $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ （一般局は全 12 局、自排局の全 5 局の平均）であり、ともに概ね横ばいで推移している。

表－5 浮遊粒子状物質の年間測定結果（2025年度）

測 定 局		短期的評価			長期的評価			年平均値 (mg／m ³)
		日平均値 の最高値 (mg／m ³)	1 時間値 の最高値 (mg／m ³)	環境基準 達成状況	年間の 1 日平 均値のうち、高 い方から 2 % の範囲にある ものを除外し た後の最高値 (mg／m ³)	日平均値 が0.10mg/ m ³ を 超 えた日が 2 日 以 上 連続した ことの有 無	環境基準 達成状況	
					(mg／m ³)	(mg／m ³)		
一 般 局	東灘	0.059	0.112	達 成	0.040	無	達 成	0.015
	六甲アイランド	0.060	0.114		0.038	無		0.014
	灘浜	0.058	0.122		0.040	無		0.015
	灘	0.059	0.111		0.039	無		0.013
	港島	0.068	0.136		0.042	無		0.015
	兵庫南部	0.059	0.096		0.038	無		0.016
	長田	0.057	0.131		0.039	無		0.015
	須磨	0.054	0.080		0.036	無		0.015
	垂水	0.057	0.113		0.036	無		0.014
	西神	0.057	0.118		0.035	無		0.014
	南五葉	0.062	0.126		0.039	無		0.015
	北神八多	0.075	0.128		0.040	無		0.015
	平均値	0.060	0.116	—	0.039	—	—	0.015
自 排 局	魚崎	0.064	0.116	達 成	0.043	無	達 成	0.016
	中部	0.060	0.105		0.043	無		0.016
	西部	0.060	0.114		0.038	無		0.014
	垂水	0.064	0.111		0.039	無		0.015
	西	0.059	0.120		0.035	無		0.015
	平均値	0.061	0.113	—	0.040	—	—	0.015
《環境基準》 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg／m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg／m ³ 以下であること。 《環境基準の評価》 短期的評価：環境基準に同じ。 長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるものを除外した後の最高値が 0.10mg／m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10 mg／m ³ を超える日が 2 日 以上連続しないこと。								



図－5 浮遊粒子状物質の2%除外値（年平均値）の経年変化

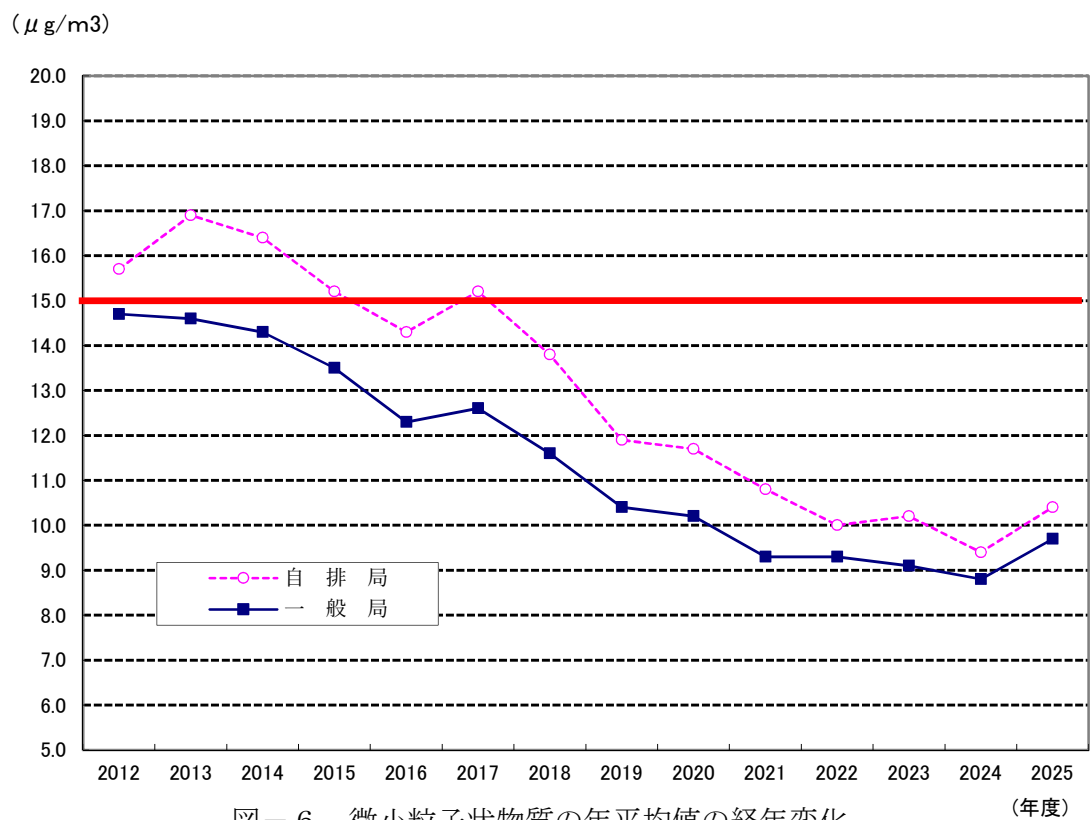
オ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

① 測定局常時監視

- ・ 一般局 13 局、自排局 4 局において測定し、全局で環境基準を達成した（2024 年度も測定時間が 6000 時間以上の全 16 局で達成）。
- ・ 一般局の年平均値は $9.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （全 13 局の平均）、自排局の年平均値は $10.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （全 4 局の平均）であり、いずれも 2013 年度以降概ね減少傾向に推移している。

表－6 微小粒子状物質の年間測定結果（2025年度）

測定局		年平均値	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの	環境基準達成状況
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
一般局	東 灘	8.7	22.5	達成
	六甲アイランド	9.2	24.3	
	灘 浜	10.1	27.1	
	灘	9.1	23.6	
	港 島	8.8	21.4	
	兵庫南部	9.5	23.0	
	長 田	9.4	23.4	
	須 磨	10.2	23.1	
	白 川 台	9.8	25.7	
	垂 水	11.2	26.8	
	西 神	9.5	24.5	
	南 五 葉	9.2	22.9	
	北 神 八 多	11.2	24.7	
	平 均 値	9.7	24.1	—
自排局	魚 崎	10.0	24.8	達成
	西 部	9.6	22.5	
	垂 水	10.5	24.6	
	西	11.5	26.8	
	平 均 値	10.4	24.7	—
《環境基準》 1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 《環境基準の評価》 長期的評価：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				



図－6 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

カ 光化学オキシダント

- ・ 一般局 12 局において測定し、短期的評価により全局で環境基準を達成しなかった（2024 年度も全局で非達成）。
- ・ 各測定局において、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた平均日数は 84 日（全 12 局平均）であり、2010 年度以降概ね横ばい傾向で推移している。
- ・ 一方、昼間（5～20 時）の 1 時間値の年平均値は 0.036 ppm であった。
- ・ なお、兵庫県下では毎年 4 月下旬から 10 月中旬までの間（2025 年 4 月 22 日から 10 月 17 日までの間）、光化学オキシダントの濃度が高くなった場合、光化学オキシダント（光化学スモッグ）広報を発令し、外出を控えるなどの呼びかけを行っている。
- ・ 2025 年度は予報・注意報の発令、被害者の発生ともに無かった（2024 年度も予報・注意報の発令、被害者の発生ともに無し）。

表－7 光化学オキシダントの年間測定結果（2025年度）

測定局		昼間の 1 時間値 の最高値	環境基準 達成状況	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超 えた日数	昼間の 1 時間値 の年平均値
		(ppm)		(日)	(ppm)
一 般 局	東 灘	0.113	非達成	73	0.036
	灘	0.112		71	0.035
	港 島	0.094		72	0.032
	兵 庫 南 部	0.089		70	0.033
	長 田	0.101		89	0.036
	須 磨	0.093		73	0.034
	白 川 台	0.099		95	0.037
	垂 水	0.101		94	0.036
	西 神	0.096		93	0.036
	押 部 谷	0.097		98	0.038
	南 五 葉	0.103		96	0.040
	北 神 八 多	0.108		80	0.034
平 均 値		0.101	—	84	0.036
《環境基準》 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 《環境基準の評価》 短期的評価：環境基準に同じ。					

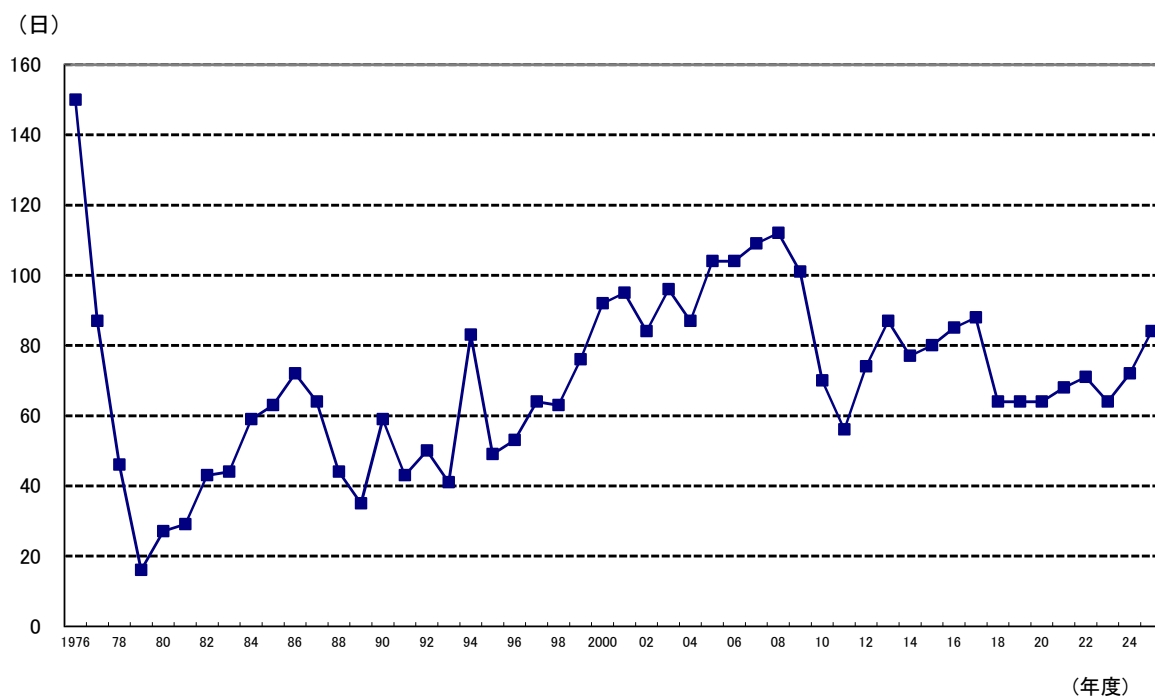


図-7 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の経年変化(光化学オキシダント)

表-8 光化学オキシダント(光化学スモッグ)広報発令回数・被害者数の推移

年 度	1977	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93
予 報(回)	13	8	0	1	1	3	5	3	4	4	3	1	1	3	2	0	2
注意報(回)	2	2	0	0	0	0	2	3	5	1	3	1	0	4	3	0	1
被害者(人)	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年 度	1994	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
予 報(回)	3	0	1	0	0	5	4	0	8	2	2	5	4	2	0	0	0
注意報(回)	4	2	3	0	2	5	13	3	3	4	4	5	4	1	2	4	1
被害者(人)	0	0	0	0	0	209	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0
年 度	2011	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
予 報(回)	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
注意報(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0		
被害者(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

○ 光化学スモッグ広報発令基準

予 報：オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき。

注意報：オキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上となり、気象条件等から見て、その濃度が継続すると認められるとき。

(参考 2026年4月1日より施行された光化学オキシダントの新たな環境基準による評価)

- ・ 2026年1月30日に、光化学オキシダントに係る環境基準の改正が国より告示され、2026年4月1日より適用されることとなった。
- ・ 2025年度の光化学オキシダントの年間測定結果について、上記改正後の環境基準（以下、「新基準」という。）は、全局で達成しなかった。

表－9 新基準による光化学オキシダントの年間測定結果（2025年度）

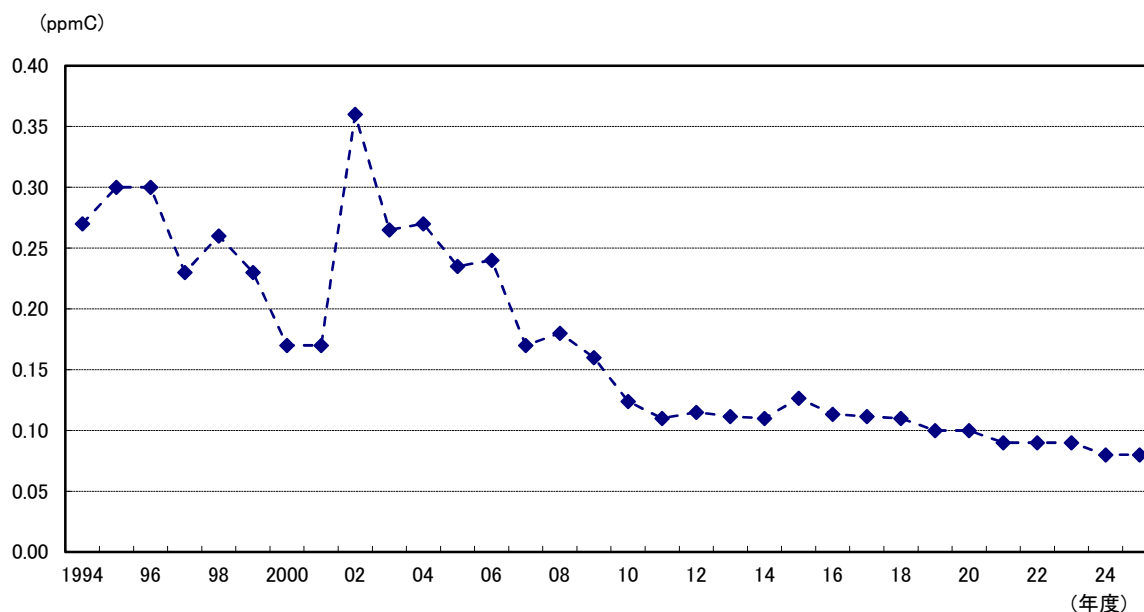
測定局		年間の日最高8時間値のうち、低い方から99%に相当するもの	日最高8時間値が0.07ppm以下の日数とその割合		日最高8時間値の年平均値	新基準達成状況
		(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	
一般局	東 灘	0.076	349	96.7	0.044	非達成
	灘	0.074	353	97.5	0.044	
	港 島	0.071	357	98.3	0.042	
	兵庫南部	0.070	357	98.6	0.042	
	長 田	0.075	355	98.1	0.045	
	須 磨	0.072	305	98.4	0.044	
	白 川 台	0.074	352	97.0	0.045	
	垂 水	0.076	355	97.8	0.046	
	西 神	0.076	348	96.1	0.046	
	押 部 谷	0.078	346	95.3	0.047	
	南 五 葉	0.080	335	93.8	0.048	
	北 神 八 多	0.081	347	95.9	0.045	
	平 均 値	0.075	347	97.0	0.045	—
《2026年4月1日以降適用される環境基準（新基準）》 オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 ※「日最高8時間値」とは、1日の8時間値の中で最も高いもの。 《新基準の評価》 長期的評価：日最高8時間値の年間99パーセンタイル値（年間の日最高8時間値のうち、低い方から99%に相当するもの）が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の年平均値が0.04ppm以下であること。						

キ 非メタン炭化水素

- ・ 光化学オキシダント生成防止のための必要条件として、環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針が定められている。
- ・ 一般局 5 局、自排局 1 局において測定し、午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値（最高値）が、3 局で国が示す指針（光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。以下「指針」という。）の範囲（0.20～0.31ppmC）を超えて測定された。
- ・ 全測定局の平均値は 0.08ppmC と指針の範囲より低い値であり、2020 年度以降概ね横ばい傾向で推移している。

表－10 非メタン炭化水素の年間測定結果（2025年度）

測定局		午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値		午前 6 時から 9 時 までの 3 時間平均 値が 0.31ppmC を超 えた日数	午前 6 時から 9 時 までの 3 時間の年 平均値
		最低値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	(日)	(ppmC)
一般局	灘 浜	0.01	0.37	3	0.10
	兵庫南部	0.00	0.27	0	0.07
	須磨	0.01	0.64	6	0.08
	西神	0.00	0.15	0	0.05
	南五葉	0.00	0.27	0	0.05
自排局	魚崎	0.00	0.80	7	0.10
平均値		0.00	0.42	3	0.08
【光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針】 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。					



図－8 非メタン炭化水素の経年変化（午前 6 時から 9 時までの 3 時間の年平均値）